

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第八号

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する

規則

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成十五年佐賀県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第一項中「第六十九条」を「第七十条第二項」に、「第五十九条第二項（第七十条）」を「第六十条第二項（前条第二項）」に、「第六十条第三項、第六十二条第二項又は第六十三条第三項」を「第六十一第三項、第六十三条第二項又は第六十四条第三項」に改め、同項第一号中「同意を得た」を「協議をした」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。